

**豊島専用桟橋の撤去工事の開始後における
豊島の島内道路を活用した
廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル**

<目次>

1. 趣旨	1
2. 豊島の島内道路を使用する際の条件	1
3. 輸送・運搬の方法	1

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R4.3.11	マニュアルの策定	第 15 回撤去検討会

III. 6-1 豊島専用桟橋の撤去工事の開始後における 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル

1. 趣旨

豊島廃棄物等処理施設等撤去事業(以下、施設撤去事業という)においては、施設等の解体撤去時に使用する資機材並びに解体撤去に伴って発生する建設廃棄物等の搬出入には、主として豊島の専用桟橋を活用し、船舶を利用してきました。しかしながら、令和4年度はじめから豊島桟橋の解体撤去が実施されるため、それ以降の搬出入の手段はトラック輸送となり、島内道路を活用したものとなる。

こうした状況の変化から、「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」(第9回撤去等検討会承認: R3.3.25Web開催)を見直し、新たに「豊島専用桟橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を定めることとする。

令和4年度は産廃特措法の延长期限にあたり、施設撤去事業でも本件処分地のほぼすべての施設等の撤去を実施し、整地を行う予定である。一方、同年度には瀬戸内国際芸術祭2022が開催され、多くの観光客が来島することが予想される。こうした状況から、施設撤去事業に伴う資機材及び廃棄物等の豊島島内道路を活用した搬出入には、期間や時間帯に配慮した対応が必要となり、本マニュアルでは、こうした点を考慮した。

2. 豊島の島内道路を使用する際の条件

豊島の島内道路を使用して廃棄物等の輸送・運搬を行う際の条件は、以下のとおりとする。

- 1) 原則として、1日当たり10t トラック4台かつ1ヶ月当たり10t トラック100台までの輸送・運搬を行う場合。
- 2) 緊急に輸送・運搬を行う必要がある場合。

3. 輸送・運搬の方法

輸送・運搬を行う際には、以下のとおり対応するものとする。

- 1) 輸送・運搬にあたっては、原則、図1に示す島内道路を使用する。
- 2) あらかじめ、予定している輸送・運搬の量と方法の概要を関係者に示して協議し、運搬計画を立案する。
- 3) また、実施前には具体的な輸送・運搬の量と方法(①対象物の種類、②輸送・運搬の量及び車両台数、頻度、③荷姿、④経路、⑤日程等)について関係者に連絡する。

4) 輸送・運搬に当たっては、関係法令を遵守するほか、登下校時間帯での輸送・運搬の回避や可能な限り騒音対策や粉じん及び悪臭の飛散防止対策を講じる。なお、令和4年度には輸送台数が多くなることから、関係者からの要望を聞き、交通安全等に特段の配慮を行う。

5) 緊急に輸送・運搬を行う必要がある場合には、関係者と協議・調整の上、具体的な輸送・運搬の量と方法を決定する。



注：この地図は、国土地理院の電子国土基本図を使用したものである。

図1 輸送・運搬を行う島内道路